

広島市通学路等交通安全プログラム

～通学路、放課後児童クラブ利用児童の来所・帰宅経路及び未就学児が日常的に集団で移動する経路の安全確保に関する取組の方針～

令和 6 年 4 月

広島市通学路等安全連絡会議

1 プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、本市は平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容について協議し、通学路の安全対策に取り組んでまいりました。

こうした取組を一過性のものに終わらせることなく、引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、平成27年6月に、関係機関の連携体制を構築し、通学路の安全確保に関する取組の基本的な方針として「広島市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

また、令和元年に滋賀県大津市で発生した未就学児らが死傷した事故を受けて実施した緊急合同点検の結果等を踏まえ、未就学児が日常的に集団で移動する経路（以下「集団移動経路」という。）における交通安全の確保に関する取組についても、令和4年3月から対象とすることとし、この方針の名称を「広島市通学路等交通安全プログラム」（以下「プログラム」という。）に改めました。

さらに、令和3年に千葉県八街市で発生した児童が死傷した事故を受け、小学校通学路の緊急合同点検を実施した際、通学路と重ならない放課後児童クラブの来所・帰宅経路（以下「来所・帰宅経路」という。）についても同様に、点検を実施したことから、点検結果等を踏まえ、来所・帰宅経路における交通安全の確保に関する取組についても、令和5年3月から対象とすることとしました。

通学路、来所・帰宅経路及び集団移動経路（以下「通学路等」という。）における交通安全の確保を図るため、プログラムに基づき、関係機関が連携して取組を推進してまいります。

2 広島市通学路等安全連絡会議

関係機関の連携を図るため、「広島市通学路等安全連絡会議」（以下「会議」という。）を設置しています。

構成機関

広島市教育委員会	学校教育部 健康教育課 学校安全対策担当
広島市こども未来局	放課後対策課
	幼保企画課
広島市道路交通局	道路管理課
	道路部 道路課
国土交通省	中国地方整備局 広島国道事務所
広島県警察	所轄警察署
学 校	広島市小学校長会
P T A	広島市PTA協議会

事務局

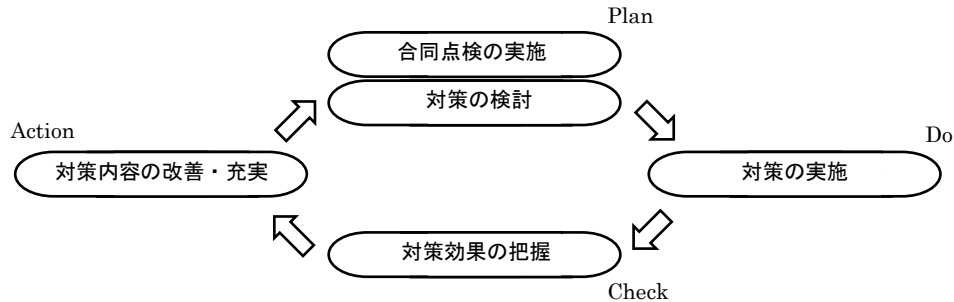
広島市 教育委員会	《通学路関係》 《集団移動経路関係（幼稚園）》	学校教育部 健康教育課
広島市 こども未来局	《来所・帰宅経路関係》	放課後対策課
	《集団移動経路関係（保育園・認定こども園等）》	幼保企画課

3 取組方針

(1) 基本的な考え方

- ア 継続的に通学路等における安全確保を推進するため、合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握を行い、対策の改善・充実を行います。
- イ これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路等の安全性の向上を図っていきます。

[通学路等安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 定期的な合同点検の実施

効率的・効果的に合同点検を実施するため、過去に実施した対策効果や通学路等の状況等を踏まえ、会議において、3年間を実施期間とした重点課題を設定します。

ア 重点課題

第4期（令和5年度～令和7年度）

現行の各小学校区通学路の生活道路において、防護柵又は歩道等によって歩行者と車両（自転車を含む）が明確に分離されていない場所、横断歩道及び交差点付近のほか、見通しが悪い、交通量が多い、車の速度が上がりやすい場所など、合同点検が必要と思われる危険箇所

- ・ 「各小学校区通学路の生活道路」には、来所・帰宅経路及び集団移動経路を含めるものとします。
- ・ なお、第4期（令和5年度～令和7年度）当初に危険箇所を選定し実施した合同点検以降、登下校中に発生した交通事故や交通事情等の環境の変化により、合同点検が必要と思われる危険箇所が見つかった場合は、その緊急度に応じ、各小学校と通学路等安全連絡会議事務局（以下「事務局」という。）との協議・調整により、プログラムに位置付けることができるものとします。

イ 取組の流れ

① 危険箇所の選定

- ・ 小学校、放課後児童クラブ、幼稚園及び保育園・認定こども園等（以下「小学校等」という。）は、重点課題設定期間の当初（第4期については、令和5年度初め）に、重点課題を中心として、それぞれ通学路等における危険箇所の選定を行います。なお、各小学校は、保護者や地域住民と連携し、広く危険箇所の把握に努めるものとする。

② 合同点検の実施

- ・ 小学校等は、危険箇所の中から合同点検が必要と思われる箇所を、当該年度の定められた期限内に事務局に報告します。
その際に、報告する箇所における見守り活動等の状況、通学路又は来所・帰宅経路の変更の可否などについて、あらかじめ把握・検討し、報告します。
- ・ 事務局は、小学校等が、教育委員会又はこども未来局を通じて関係機関に依頼する整備要望では危険箇所の改善が見込まれないなどを勘案の上、合同

点検の実施箇所を決定します。合同点検の実施対象となった小学校等（以下「対象校等」という。）は、教育委員会又はこども未来局、対象道路管理者、警察署等と合同点検の実施時期を調整し、順次合同点検を実施します。なお、小学校においては、合同点検の実施時期等について、保護者や地域関係団体とも調整の上、合同点検を実施することとする。

- ・ また、合同点検実施箇所については、同一小学校区にある小学校等で情報共有し、必要に応じて、関係する小学校等も合同点検に参加することとします。
- ・ 合同点検時に使用する様式は、別添様式1、様式2及び様式3のとおりとします。

③ 対策の検討

- ・ 合同点検実施箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置及び交通規制のようなハード対策や、見守り活動、通学路等の変更及び交通安全教育のようなソフト対策など、具体的な対策を検討します。
- ・ 特に歩道整備や防護柵設置及び交通規制などのハード対策の検討に当たっては、対策が円滑に進むよう、対象校等は地元関係者等の協力をできるだけ得るよう調整等を行います。
- ・ 具体的な対策の検討段階において、対策が困難な場合には、通学路等の変更等を含めて検討します。
- ・ 検討の結果、対策の実施に期間を要する場合は、必要に応じて対策が完了するまでの間、代替策を検討します。

④ 対策の実施

- ・ 対策の実施に当たっては、対策が円滑に進むよう、関係者で連携を図ります。
- ・ なお、これまでに実施した合同点検箇所のうち対策未実施箇所についても、引き続き、対策の実施に向けた調整等を行います。
- ・ 学校、教育委員会、こども未来局、道路管理者、警察等の対策実施機関は、対策実施年度内に、対策の実施状況を事務局に報告します。

⑤ 対策効果の把握

- ・ 事務局は、関係機関の意見を聞いた上で、対策効果を把握するための手法を検討し、対象校等に調査を依頼します。
- ・ 対象校等は、対策を実施した翌年度に、対策により期待した効果が上がっているのか、また、園児・児童等が安全になったと感じているのか等を確認し、事務局に報告します。

⑥ 対策内容の改善・充実

- ・ 対象校等と会議は、効果の状況を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4 対策内容の公表

事務局は、小学校区ごとに対策箇所図及び対策実施状況一覧表を作成し、公表します。

[参考]

(1) プログラムの変遷

- 平成27年6月11日 決定
プログラム策定、第1期（平成26年度～平成28年度）重点課題設定
【重点課題】
 - ① 現行の各小学校区通学路において過去3年間に児童が関係する交通事故が発生した箇所の中で、合同点検が必要と思われる危険箇所を教育委員会・学校が抽出し、現地において関係機関による合同点検を実施し対応策を検討する。
 - ② 平成24年度に実施した緊急合同点検で、対策未実施箇所の対策実施に取り組む。
- 平成28年3月10日 一部改訂
通学路安全連絡会議構成機関の変更
- 平成29年3月 7日 一部改訂
第2期（平成29年度～平成31年度）重点課題設定
【重点課題】
 - ① 現行の各小学校区通学路の生活道路において、合同点検が必要と思われる危険箇所を教育委員会・学校が抽出し、現地において関係機関による合同点検を実施し対応策を検討する。
 - ② 平成24年度に実施した緊急合同点検及び平成26年度から3年間で実施した合同点検で、対策未実施箇所の対策実施に取り組む。
- 平成31年3月15日 一部改訂
通学路安全連絡会議事務局の変更（教育委員会事務分掌の改正によるもの）
- 令和2年3月 一部改訂
第3期（令和2年度～令和4年度）重点課題設定
【重点課題】

現行の各小学校区通学路の生活道路において、防護柵又は歩道等によって歩行者と車両が明確に分離されていない場所や、横断歩道、交差点付近など、合同点検が必要と思われる危険箇所
- 令和4年3月 一部改訂
集団移動経路における安全確保に関する取組を加えるもの。
- 令和5年3月 一部改訂
 - ・ 第4期（令和5年度～令和7年度）重点課題設定
 - ・ 来所・帰宅経路における安全確保に関する取組を加えるもの。
- 令和6年4月 一部改訂
通学路等安全連絡会議事務局の変更（教育委員会及びこども未来局事務分掌の改正によるもの）

(2) 用語解説

- 通学路
児童が学校教育を受けるために住居と学校を往復する道路で、原則として、片道10名以上の児童が通行し、校長が指定するもの。
- 来所・帰宅経路
児童が放課後児童クラブを利用するために住居又は学校と放課後児童クラブを往復する主たる道路で、通学路と重ならない部分
- 集団移動経路
未就学児が園外活動を行うために日常的に集団で移動する道路のこと。
- PDCAサイクル
合同点検の実施・対策の検討、対策の実施、対策効果の把握、その結果を踏まえた対策内容の改善・充実を一連のサイクルとして繰り返し実施すること。

○ 道路管理者等

道路法で規定された道路及び法定外道路を管理する主体を指す。

都道府県道の管理はその路線の存在する都道府県が、市町村道の管理はその路線の存在する市町村が行うと定められている。国道については新設及び改築、さらに政令で指定された区間の国道の管理を国土交通大臣が行い、その他の部分についてはその路線の当該都道府県の区域内に存在する部分について都道府県が管理することとされている。ただし、政令指定都市にある指定区間外の国道と都道府県道は当該の政令市が管理する。